

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」についての意見

公益財団法人公益法人協会 理事長 雨宮 孝子
公益法人法制委員会 委員長 片山 正夫
公益法人コンプライアンス委員会 委員長 田中 皓

1. はじめに

寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、岸田総理の表明方針に基づき、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」（以下、新法案という）の検討が政府内においてすすめられ、去る12月1日に閣議決定されており、今後国会で審議され、今国会（12月10日会期）での成立を目指すとしてされている。

新法案の内容には、「法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務」「寄附の勧誘に関する禁止行為」「借入れ等による資金調達の要求の禁止」、「違反に対する措置」「寄附の意思表示の取消し」「子や配偶者に生じた被害の救済を可能にするための特例の創設」「罰則」などが含まれている。

公益法人としても、この新法案の内容は少なからず影響を受けるものであることから、寄附文化の醸成や公益法人の健全な発展を阻害することのないよう、以下の意見を申し述べるものである。

2. 意見

(1) 新法案について

新法案の趣旨、特に寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点は、賛同するものである。

市民社会の健全な発展に寄与するべく、公益法人を含めた非営利組織は、引き続き、資金提供者の意思を尊重し、誠実に公益活動を行うことが期待されており、この社会の負託に応えていかなければならないと考える。

(2) 「寄附の勧誘に関する規制等」「禁止行為の違反に対する行政措置・罰則」について

一般規制として、寄附募集に当たっての不適切な行為の禁止規定を設ける趣旨に異論はない。しかしながら、健全な法人の寄附募集活動まで阻害することの無いようご配慮願いたい。

特に、公益法人に於いては、寄附の募集に関する禁止行為は、認定法第17条

に規定されており、また現行の禁止規定に違反した場合には、認定法第27条、第28条によって報告義務ならびに著しい違反が行われた場合の勧告、命令措置等が規定されている。公益法人にとっては、重疊的な規制といえる。

なお、行き過ぎた寄附金募集に関する罰則規定については、日本さらには英米の同種の規定をみても、例がみられない（注1）。ファンドレイジングについての規制は、チャリティや非営利団体の違反行為に対して、罰則を科すことではなく、情報開示や報告等を求め、当局が監視や研修・監督を行うことで、弱者やその他の一般市民を保護する趣旨とされている。

（3）「寄附の意思表示の取消し」について

個人の権利の保護の観点から、異論はない。

ただし、寄附の意思表示の取消しについては、禁止行為をしたことにより困惑して意思表示を行った場合の8類型が消費者契約法に定められており、消費者契約に該当する場合は消費者契約法により、それ以外は新法案によるとされている。広範な取消し権とならないよう、また、新法案の6類型と消費者契約法で異なった拡大解釈をされることがなきよう、厳格な解釈と慎重な運用を望みたい。

（4）「債権者代位権の行使に関する特例の創設」について

特例救済措置の観点から、異論はない

ただし、子や配偶者に生じた被害の救済を可能にするための債権者代位権の行使による保全の特例（「寄附の取消し」と「寄附した金銭の返還請求」を行使可能とすること）が、本人以外の権利行使となるため、さらに厳格な解釈と慎重な運用が必要である。

夫婦間の協力及び扶助の義務、婚姻から生ずる費用の分担の義務、子の監護に関する義務、扶養の義務による「定期金債権」そのものについてはその具体的な議論が不足している。この特例による権利行使の濫用を避けるためには、厳格な解釈と慎重な運用を望みたい。

(注1)

海外での行き過ぎた寄附金募集活動の対する抑制については、次のような例がみられる。

英国：2016年3月16日「チャリティによる不正の防止及び行き過ぎた募金活動の抑制を目的とした2016年チャリティ(保護及び社会的投資)法」(Charities (protection and Social Investment) Act 2016)

行き過ぎた寄附金募集として、「(a)人のプライバシーに不当に侵入する、(b)チャリティに代わって金銭またはその他の財産を勧誘または調達する目的で不当に執拗に接近する、(c)金銭その他の財産を提供するよう人に不当な圧力をかける行為から、弱者やその他の一般市民を保護する」旨を規定し、チャリティ機関が第(1)項または第(2)項の遵守を監視することを規定。

米国：2005年1月1日「2004年カリフォルニアNPO誠実法(California's nonprofit Integrity Act of 2004)」

財務や会計についての透明性確保、団体が募金活動を行う場合の正確性と透明性確保を規定。

米国：Independent Sectorによる米国での慈善団体や財団に対する健全なガバナンスと倫理的な実践のためのガイド(Independent Sector「Principles for Good Governance and Ethical Practice: A Guide for Charities and Foundation」)

原則31(RINCIPLE 31)において、「公益を目的とする団体は、その責任、及び合衆国、州、地域の関係法令について理解をした上で、威圧的、脅迫的な寄附集めをせず、また執拗な要請により、寄附を検討している人びとを悩ませることのないように適切な研修及び監督を実施すべきである」と規定。

1. チャリティによる不正の防止及び行き過ぎた募金活動の抑制を目的とした 2016 年
チャリティ（保護及び社会的投資）法（英国）

Charities (Protection and Social Investment) Act 2016

(1) Section 59 of the Charities Act 1992 (prohibition on certain fund-raising without agreement in prescribed form), is amended as follows.

(1) 1992 年チャリティ法第 59 条（所定の様式による合意なしに特定の資金調達を行うことの禁止）は、次のとおり改正される。）

(2) In subsection (6) for “such requirements” substitute “the requirement in subsection (7) and such other requirements (including any requirements supplementing subsections (7) and (8))” .

(2) 第(6)項において、「当該要件」の代わりに「第(7)項の要件およびその他の要件（第(7)項および第(8)項を補足する要件を含む）」を使用する。

（中略）

“(7) The requirement in this subsection is that the agreement must specify all of the following-

(7) この項の要件は、合意について、以下のすべてを規定しなければならない。

(a) any voluntary scheme for regulating fund-raising, or any voluntary standard of fund-raising, that the professional fund-raiser or commercial participator undertakes to be bound by for the purposes of the agreement;

(a) 資金調達を規制するための自主取り組み、または任意の資金調達基準によって、資金調達専門家または営利関係者の契約目的のために拘束されることを条件とする

(b) how the professional fund-raiser or commercial participator is to protect vulnerable people and other members of the public from behaviour within subsection (8) in the course of, or in connection with, the activities to which the agreement relates;

(b) 合意に至る過程で、またはそれに関連して、資金調達専門家または営利関係者が、弱者やその他の一般市民を (8) 項に該当する行為からどのように保護するか

(c) arrangements enabling the charitable institution to monitor compliance with subsection (1) or (2) by reference to the agreement.

(c) 本契約することにより、チャリティ機関が第(1)項または第(2)項の遵守を監視することを可能にする取り決め

(8) The behaviour mentioned in subsection (7) (b) is-

(8) 第(7)項(b)号に掲げる行為とは、以下のことをいう---

(a) unreasonable intrusion on a person’s privacy;

(a) 人のプライバシーを不当に侵害すること。

(b) unreasonably persistent approaches for the purpose of soliciting or otherwise

procuring money or other property;

(b) 金銭その他の財産を勧誘し、または調達する目的で不当に執拗に接近すること。

(c) placing undue pressure on a person to give money or other property.”

(c) 金銭その他の財産を提供するよう、人に不当な圧力をかけること。

2. Independent Sector の 米国での慈善団体や財団に対する健全なガバナンスと倫理的な実践のためのガイド (米国)

Independent Sector 「Principles for Good Governance and Ethical Practice: A Guide for Charities and Foundation」

PRINCIPLE 31

A charitable organization should provide appropriate training and supervision of the people soliciting funds on its behalf to ensure that they understand their responsibilities and applicable federal, state, and local laws, and do not employ techniques that are coercive, intimidating, or intended to harass potential donors.

原則 31

公益を目的とする団体は、団体のために寄附を募集する人びとに対し、その責任、および合衆国、州、地域の関係法令について理解をした上で、威圧的、脅迫的な寄附集めをせず、また、執拗な要請により、寄附を検討している人びとを悩ませることのないように、適切な研修および監督を実施すべきである。

以上